

# 議会運営委員会会議録

(閉会中 令和6年 2月13日)

長与町議会

## 長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和6年 2月13日  
招集場所 長与町議会第1委員会室

### 出席委員

委 員 長	竹 中 悟	副 委 員 長	堤 理 志
委 員	西 田 健	委 員	中 村 美 穂
委 員	金 子 恵	委 員	山 口 憲一郎

### 欠席委員

なし

### 出席委員外議員

議 長	安 藤 克 彦	副 議 長	西 岡 克 之
-----	---------	-------	---------

### 職務のため出席した者

議会事務局長	荒 木 秀 一	議事課長	福 本 美也子
係 長	江 口 美和子		

### 説明のため出席した者

町 長	吉 田 慎 一	副 町 長	鈴 木 典 秀
教 育 長	金 崎 良 一	総 務 部 長	青 田 浩 二
企画財政部長	村 田 ゆかり	建設産業部長	山 口 新 吾
住民福祉部長	宮 崎 伸 之	水 道 局 長	渡 部 守 史
教 育 次 長	山 本 昭 彦	総 務 課 長	荒 木 隆

### 本日の委員会に付した案件

- (1) 令和6年第1回長与町議会臨時会について
- (2) その他

開会 9時29分

閉会 11時04分

○委員長（竹中悟委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の議会運営委員会を開催をいたします。

2月16日招集予定の第1回臨時議会の運営につきまして会議次第により会議を進めますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。それではまず令和6年第1回長与町議会臨時議会について、提出予定議案等について町長より概要の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。本日は大変ご多忙の中、第1回臨時会にかかります議会運営委員会を開催をしていただきまして、誠にありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。早速ではございますが、概要説明に移らせていただきたいと思っております。今回の臨時会におきましては報告が1件、そして議案2件を予定をしております。提案内容につきましては、所管の部長の方からご報告をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（竹中悟委員）

それではまず企画財政関係について。

村田企画財政部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

皆さまおはようございます。企画財政部所管の提出議案につきましてご説明申し上げます。議案第2号令和5年度長与町一般会計補正予算（第7号）です。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ6,529万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を157億2,398万8,000円とするものです。補正の主なものといたしましては、低所得世帯支援給付金として均等割のみ課税世帯を対象に、12月補正予算で計上しました7万円に今回3万円を追加して計10万円の給付金と非課税世帯および均等割のみ課税世帯への加算として、18歳以下の子ども1人につき5万円の新たな給付金ならびにそれら事業に伴う事務費の増額の他、ふるさと長与応援寄附金の増額に伴いまして、ふるさと納税返礼品に係る経費を計上しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（竹中悟委員）

次に、住民福祉部関係につきまして。

宮崎住民福祉部長。

○住民福祉部長（宮崎伸之君）

おはようございます。それでは住民福祉部所管につきましてご説明いたします。議案は1件でございます。議案第1号長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例でございます。戸籍法の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行等に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に準拠するものでございます。地方自治法第228条第1項の手数料について、全国的に統一して定めることが特に必要と認めら

れるものとして、政令で定める金額を一部改正、追加したため、戸籍および除籍に関する電子証明書提供用の識別符号の発行手数料を新設、戸籍等の電子化に伴う名称の追加、字句の整理など所要の改正を行うものでございます。住民福祉部所管は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（竹中悟委員）

次に建設産業部関係につきまして。

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

皆さまおはようございます。建設産業部では報告1件を予定をいたしております。報告1、町道吉無田女ノ都線舗装修繕工事請負契約の変更に係る専決処分の報告についてでございますが、本請負契約につきまして契約金額を7,280万2,400円から7,719万2,500円に変更するため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき令和6年2月5日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。なお、主な変更概要につきましては、現地精査の結果、路面損傷調査時より舗装の損傷範囲が広がったことによる施工範囲の変更によるものでございます。よろしくお願いをいたします。

○委員長（竹中悟委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（竹中悟委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします

続きまして、お諮りいたします。本臨時会における議案につきましては、本会議即決と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本会議即決とすることに決定をいたしました。

続きまして会期日程案につきまして説明をさせます。

荒木議会事務局長。

○議会事務局長（荒木秀一君）

会期につきましては、2月16日の1日間、報告事項、議案上程、提案理由説明、議案審議、質疑、採決。以上でございます。

○委員長（竹中悟委員）

それではお諮りします。会期日程案につきましては、ただ今説明のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、第1回臨時会の会期日程につきましては2月16日、1日間と決定をいたしました。

その他のことで何か皆さんからご意見ございますか。

ないですね。それではないようですので、これで執行部との議会運営委員会は終いたします。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○委員長（竹中悟委員）

それでは休憩を閉じまして委員会を再開いたします。

今臨時議会につきましては終わりましたので、続きまして議会運営委員会で今までずっと審議をしてまいりました事項につきまして、審査をさせていただきたいと思います。まずはタブレットの件について、まずは議題といたしたいと思います。

このタブレットにつきましてのアンケートを皆さん方から1月いっぱい取らせていただきました。それにつきまして小委員会の方でご検討いただきまして、回答が出ております。これについて小委員会の堤委員長よりご報告をお願いしたいと思います。

○委員（堤理志委員）

先日、議会運営委員会から小委員会の方にこの基準案について議員から出されたいろんな意見提案等について、どう対応するかということで小委員会の中で議論をしました。この議論が基準案について出された一つ一つの意見について、一つ一つ2時間ほど時間をとりまして丁寧に協議をしてきました。文言とか単語の修正の提案があったものについては、もともとの原文と出された意見の修正の分、いずれも間違いないというものについては、小委員会の意見も聞きながら基本的には原文を尊重するという選択をしました。その理由は、この間、私たちの議会運営委員会でも、また改選前の議会運営委員会でも過去に複数のこのタブレットの基準案を参考にしながらつくってきたという経緯もありますので、そういう過去の積み重ねも尊重しなければならないということがありましたので、一つ一つ丁寧に対応したところです。ただ一方で検討した結果、明らかに変えた方がよいと思われる点も一つ二つはありましたので、それについては委員の合意も取りながら修正するということにいたしました。修正した分については、もうお手元にいってます。まだですね。後ほどお配りされるというふうに思います。それから費用対効果等についてどうかというような意見も出されたんですが、これはもう基準というよりも後々どのくらいその導入コストがかかるかとかいうことが、まだ明確に出てない段階で私たちから回答することはできないので、それは回答はできませんというふうなことしております。そういうふうなことだったかと思いますが、もし補足があれば小委員会の委員の皆さん何かあれば。

金子委員どうぞ。

○委員（金子恵委員）

大したことではないんですけど、たぶん今手元に頂いたこの分は、皆さんに配るのかなと思うんですよね。もうここの中だけ、そしたらいいです。そしたらいいですけど、

ちょっと1カ所、一番最後のページの16条のところで、保守契約について自腹ででも保険に入りたいというご意見を出されている方がいるんですけど、この間の話し合いでは物品に対して個人で掛けることができるということだったので、それはもう個人でどうぞという話になったのかなと思うので、これはもう議会の手を離していいんじゃないかなと思ったので、そこが前回の話し合いの中で間違えてなければ。以上です。

○委員（堤理志委員）

今金子委員が言われた意見もそうなんですが、それプラスその下にあります費用対効果の問題も含めて、使用の詳細等についてはおっしゃるとおりなんですけども、今後検討していくますということで回答するということで前回決まったと思いますので、個別には伝えていいと思います。ただ委員会としては、今後検討していくますという形だったと思います。

○委員長（竹中悟委員）

今、小委員会の委員長の方からご報告あったとおり、このアンケートにつきましては検討していただきまして、ほぼ変更しないという形の文をつくっておりました。これにつきましては文章を本文を変えた段階で皆さんにお配りをするということで、この検討していただいたことにつきましては小委員会、本当に疲れさまでした。ありがとうございました。今後、今度の定例会におきましてそれを一応提出をすると、内容については小委員会委員長から全協の中でご説明を少し頂くということになりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから今後予算請求とか、機種の選択であるとか、予算請求が出てくると思うんですね。委員会、事務局との方と話し合いをしながらいろんなことを模索したんですけど、基本的には今度の3月の定例会は骨格予算になりますから予算は難しいだろうと、それで6月に予算付けになるだろう。それから早くて12月からの使用になるんじゃないかなと、そういうふうな今後を予想しておりますので、皆さん方一応頭に入れていただきたいと思います。これは全協でも皆さま方にはこのことについては、ご報告をさせていただきたいとそのように思っています。ですから予算要求は6月定例会になると思います。町長選があるということで骨格予算ですから、なかなか難しいということですね。そういうことをお願いしたいと思います。これで大体タブレットのことにつきましては大体皆さま方の力であとはもう機種と、先ほど言った予算請求の方に進んでいきたいと。またこの基準につきましては先ほどの小委員会の委員長がおっしゃったように、今後いろんな事件に合わせて検討をしていくという方向になろうかと思うんですね。ですから基本的な部分は今の、今度作っていただいた部分でいこうとそのように思っておりますので、よろしくお願ひいたします。タブレットについて何かご質問ございますか、何かありましたらお受けします。それでは変えていただいたというか、検討していただいた結果の基準を今からお配りしますので、ちょっと皆さん方、読んでいただきたいと思います。

しばらく休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（竹中悟委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

今お配りいたしました基準案、これにつきまして変更部分につきまして局長より説明をさせます。そして今（案）と書いておりますけど、当然、今度全員協議会に諮った後でこれを消すということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。局長、お願ひします。

荒木事務局長。

○議会事務局長（荒木秀一君）

それでは5ページの方をお開き願います。該当する箇所は第13条の3項でございます。こちらの方を読み上げます。端末機へ周辺機器を接続する場合は、端末機本体へ悪影響を及ぼさないように留意すること。それから4項、外部ストレージを接続する場合は、情報漏えいを防止するためコンピューターウイルス対策に万全を期すこと。それから旧4項を5項に繰り下げております。第5項が個人のWi-Fiルーターに接続する場合は自らの責任において、セキュリティ対策を適切に行なった上で接続すること。以上でございます。

○委員長（竹中悟委員）

以上変更するところを赤文字で、赤の数字で書かせていただきました。このことにつきまして、これは前にお配りしていたんですけど、その赤い部分だけが変更ということになってるわけですね。これについて何か皆さん方ご意見ございますか。小委員会で揉んでいただいたのを書いておりますので、もう別にないと思いますけど、何かございましたらお願ひします。ないですね。それではこれを今度の全員協議会で3月の定例会のときにこれをお出しするということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは他に何かタブレットにつきましてご意見などございましたらお受けいたしますけど、ございますか。ございませんね。

それでは2つ目の事項で議会報酬等の減額、これにつきましてを議題といたします。前回配布した議員報酬に関するアンケートを踏まえた意見集約、これにつきまして私どもの方でたたき台を1つだけつくさせていただきました。これについてちょっとよそよりも厳しい部分がありますので、これにつきましても事務局の方から赤文字についてご説明をしますので、よろしくお願ひします。

荒木事務局長。

○議会事務局長（荒木秀一君）

それでは配布しております条例案につきまして抜粋してご説明を申し上げます。まず第1条趣旨のところでございます。この条例はというところで、職員の職責及び議会への住民の信頼の確保に鑑みというところで、失礼しました、これは嬉野市ですね、そち

らの方の条例をたたき台としております。議員アンケートの結果、議員の職責について、複数の言及がございましたということで、議員の職責を残すと。一方、議会への住民の信頼の確保という文言がありませんでしたので、現状今削除しているような段階でございます。また、2行目に町議会の会議等を長期間欠席した場合におけるというところでございます。まだアンケートの中で長期間というところで意見が割れていたところかと思います。こちらの方は長期間欠席を前提とした条例案になるということでございます。それから第4条の部分になります。赤文字の部分、嬉野市では、こちらが90日を超える120日以下であるとき、こちらが支給割合が100分の80、2行目が120日を超える240日以下であるとき100分の70、240日を超えるとき100分の50ということでございます。ちょっと戻りまして、2条の定義のところで長期の欠席を通常90日間で、当該期間90日を超えるものというところで設定している自治体が議会が多うございまして、こちらの方を本町議会では60日ということでの設定をすると、それをもって今説明いたしました第4条のところですね。90日を超える180日以下であるところを60日を超える120日以下であるということで、期間を短縮していっておりまます。支給割合につきましては、同じような区分100分の80、70、50というところでございます。また、第2項の方で長期欠席期間が60日を超える日の属する月の翌日うんぬんとございますけども、こちらの方は60日を超えたときに適用がされていくというような規定を、こちらの方はうたっているものでございます。それから3、4ページにつきましては、長期欠席の届出書、それから復帰届出書ということで、この欠席期間を明らかにするための届出書ということで、有効なものになっているのではないかと思います。以上簡単ではございますけど、説明を終わりります。

#### ○委員長（竹中悟委員）

以上説明をいたしました。基本的にこれは私どもが作った案ですから、今から皆さま方にいろんなご意見を聞きたいと思います。それではこの90日というこれの根拠といいますか、これについてちょっと調査をさせていただきましたけど、これを読ませていただきます。人事院によりますと民間企業の勤務条件制度の調査、平成21年度実施で1回の疾病に関わる欠勤、病気休養を上限90日と定める企業が最も多い結果となつたと、これを基に国家公務員の欠勤、病気休養の上限が90日とされ、地方公務員も準じることとなつたと、こういうことなんですね。ですからそれと90日は病気休養制度上の条件日数であり、本条例案は疾病以外のケースを想定している点を考慮しても議会議員がこれに準じる必要性は見当たらない。自ら律することという観点に立ち対外的に説明できる根拠をもって議会で条例を制定をすればよいと、そういう考え方の中でこの90日を60日と、その60日の根拠というのは、これはもう私が聞いた話なんですけど、病院関係などを聞きますと、入院手術で大体2週間から3週間が大体長い方だと。そしてあとはもう自宅の療養になるということで、手術期間を1カ月間見て、療養を1カ月見ると、そういう形の中で2カ月と60日という数字を取りあえず出しました。これに

について皆さま方のご意見をちょっと今から聞かせていただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○委員長（竹中悟委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

今回の長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例につきまして、たたき台を差し上げました。これについてご意見を頂きたいと思います。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

皆さまのお手元に資料を配布させていただきました。この資料は東京都議会が報酬の減額を話し合ったときの資料なんですけれども、これに関しては町村議会、市議会、県議会の差なく、この減額規定というのを考えてもいいという有識者の意見がありましたので、それを基に提出をさせていただいております。今回、条例案として出していただいているんですけれども、その第4条、支給割合ですが、私はこの条例というのはある意味抑止力でもあったりすると思うので、厳しい分には全然厳しくして構わないと思っております。ですので支給割合を60日から120日は100分の50、120日から240日が100分の30、そして240日を超える場合は、もう支給割合をゼロとするということで提案をさせていただきたいと思っております。

○委員長（竹中悟委員）

ありがとうございました。他にご意見ございませんか。

それではしばらく休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（竹中悟委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

今金子委員から発言がございましたが、このたたき台の中では60日を超えて120日以下であるときには100分の80、120日を超えて240日以下であるときは100分の70、そして、240日を超えるときは100分の50というたたき台を作つておりましたが、今の金子委員の発言におきましては60日を超える場合120日までが100分の50、それから120日から240日を超える場合30、240日を超えるときはゼロというふうなことでございます。皆さま方これにつきまして、何かご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは今提案いただきましたこの数字でまいりたいと思います。ようございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは60日を超えて120日以下であるときは100分の5

0、それから 120 日を超え 240 日以下であるときには 100 分の 30、240 日を超えるときはゼロということで、全員協議会で皆さん方にご報告をしたいと思います。

それではこの議員報酬のことにつきましては、これで終了いたします。

続きまして、研修につきまして、皆さま方にお諮りをさせていただきたいと思います。昨年はいろんなコロナとかそういう部分であります、1泊2日の研修でございましたが、次に今期の3月以降の研修につきまして、皆さま方からご意見をいただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○委員長（竹中悟委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

場内の時計で 10 時 45 分まで休憩をいたします。

(休憩 10 時 34 分～10 時 35 分)

○委員長（竹中悟委員）

それでは休憩を閉じて委員会を再開いたします。

先ほど申し上げましたように研修のことについて、視察研修についてを議題といたします。今回 5 月ぐらいに設定したらどうかということで今ご意見が出てるんですけど、皆さま方まず日程から決めさせていただいて、そして、場所については私、議会運営委員会ですから、やはり条例であるとか今考えてる問題を中心にしながら事務局の方に探していただくと。本当は場所をこっちの方で指定したいんですけど、昨年のことがありますので、何箇所か向こうの都合でお断りされたこともありますから、まずある程度の基本的なことを今回決めさせていただいて。まず日程を議題としたいと思いますけど。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

先ほどの自由時間にもちょっと話をしていたんですけども、時津・長与の一部事務組合でも 5 月 20 日前後で視察に行くようになっておりますので、その辺を踏まえながら日程を決めていただければなと思っております。こっちが早く決めればまずそれに対して私たちもその日にどうのこうのということはならないと思いますので、できれば早く設定していただければと思っております。

○委員長（竹中悟委員）

ありがとうございました。基本的に 5 月でいきますと 13 日の週、20 日の週ぐらいは皆さんどうですか、いかがですか。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○委員長（竹中悟委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

日程につきましては5月13日から16日までを予定します。その中で2泊3日にするか、3泊4日にするか、もしくは相手の都合によって1日ずらすということで、1日余分に日程をとりまして13日から16日を皆さんまず予定をしていただきたいと思います。続きまして場所について皆さんにお諮りしたいと思います。先ほど北海道という話が出ましたけど、これにつきましては栗山町というのが基本条例を最初に作った所ということで、私たちも何回かアプローチしたんですけど、忙しくてお断りされたという経緯もございます。これを含めまして今回再度ここを含めた中でこの付近で、今与えられてる私たちの懸案事件について審査ができればと思っております。これにつきまして皆さんとお諮りしたいと思いますので、暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○委員長（竹中悟委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

今回の研修につきましては、先ほど申し上げました5月にやるということで決定をいたしました。場所につきましては北海道を中心として、今私たちが与えられている議案につきまして研修ができるという所を一応選択をしたいとそのように思ってます。これにつきましては一応、委員長、副委員長、それから事務局にお任せいただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは次回ぐらい前に大体の骨子を作っていくたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは他に何か皆さん方から議運について何かございますでしょうか。

ありませんようですから、これで終了いたします。

（閉会 11時04分）